

第10回 スマホ法検討会

2025年4月11日(木)

(公社)全国消費生活相談員協会 増田悦子

このたびの、スマホソフトウェア競争促進法に関する指針(案)の作成について、大変なご尽力をいただき、ありがとうございました。

全体として、賛成いたします。

また、指針はこれで確定というものではないと思いますので、どのようなスパンでの更新がなされるかはわかりませんが、都度、見直し、フォローアップしていただきたいと思います。

その上で、以下のとおり、意見をお伝えいたします。

1 手数料について

第6条における手数料については、不当に高い手数料は不公正な取扱いになると考えるのが当然だと思います。

しかし、指針に詳しく書き込むことは賛成できません。根拠の正当性の判断が難しいと思われます。

2 ユーザー利便性について

ユーザーの利便性という言葉の範囲や意味について確定したものがない状況からは、指定事業者の主張への対応に苦慮する可能性があると思われ、また、真にユーザーにとって利便性が高いかどうかの判断は、提供する事業者がするものではなく、ユーザーが評価するものであり、利便性として享受するかどうか、個々人によって異なります。そのため、現時点では、消費者の立場からもガイドラインには書き込まないことに賛成します。

反対に、ユーザーに不利益を生じさせる場合には、利便性が損なわれることとなりますので、他の正当化事由で取り込むことができるようにしていただきたいと思います。

また、ユーザーが、自身の意思による適切な選択ができることが一番の利便性だと考えます。適切な選択ができるための情報提供、わかりやすい説明が求められます。

3 指定事業者以外の責務等の記載について

本指針が指定事業者を対象とするものであることから、指定事業者以外の者についての考え方を示すことは馴染まないという回答は理解しました。しかし、これまで、スマホ利用において一定の安全性等が確保されてきたものの、今回のスマホ

法の必要性を理解して受容しようというのが、正直な気持ちです。多くの消費者にとって、消費者の利便性は競争の結果として確保されるものと言われても、このスマホ法が、自分たちにどのように有益なのかを理解することは簡単ではありません。今後、スマホ法が国民に与える影響を考えると、やはり、代替アプリストア、個別アプリ事業者、決済サービス提供事業者等の責務について記載することが必要ではないかと思います。

4 モバイルバッテリーについて

モバイルバッテリーについて梶田委員から質問がありましたが、私も大変懸念しています。モバイルバッテリーの最近の発火件数がさらに増加しているという情報もあります。その原因が、モバイルバッテリーだけの問題か、あるいは、将来的には、個別ソフトウェアの動作が影響することも想定されるのではないかと思います。接続するモバイルバッテリーについても例示として入れる必要があるのではないのでしょうか。